

## 唐津市住民主体サービス補助金交付申請等の流れ

補助金の申請等を行う場合の流れは、以下のとおりとなります。

1	補助金活用の検討	唐津市住民主体サービス補助金の交付を受けようとする場合は、必ず唐津市社会福祉協議会に配置している「生活支援コーディネーター」と連携してください。
↓		
2	申請書の提出	団体は、【住民主体サービス補助金交付申請書(第1号様式)】を市へ提出します。 ※ 提出の際は、事業計画書、収支予算書、従事者名簿、団体の会則（または活動内容が分かる書類）を添付すること。
↓		
3	申請内容の審査	市は、提出書類の内容及び実施内容の聞き取り（必要時）に基づき、本事業に適しているか審査を行います。
↓		
4	決定通知書の受理	市から【住民主体サービス補助金交付決定通知書】を送付します。 ※ 概算払いを希望する場合は【請求書】を提出。
↓		
5	定期報告書の提出	団体は、4月から9月までの実施状況については9月30日までに、 10月から翌年3月までの実施状況については3月31日までに【住民主体サービス補助金定期報告書（第5号様式）】を市へ提出します。 ※ 提出の際は、利用者名簿を添付すること。
↓		
6	実績報告書の提出	団体は、年度終了後に、【住民主体サービス補助金実績報告書（第6号様式）】を市へ提出します。 ※ 提出の際は、収支決算書、利用者名簿を添付すること。
↓		
7	補助金の請求	市から【住民主体サービス補助金確定通知書】を送付します。その後、【請求書】を提出して補助金を受け取ります。 ※ 概算払いを受けた場合は、実施状況により補助金を返還していただく場合があります。